

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

ジェネリック医薬品に関するお知らせは、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減可能額等を通知するものです。※1

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。※2

送付時期・対象者・送付先

- **送付時期** 令和3年2月頃に2回目を送付（令和2年8月頃1回目送付済）
- **送付対象者** 全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者で下記要件に当てはまる方
 - ・生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方 等
- **送付先** 加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

すべての加入者様に通知されるものではありませんがお知らせを希望されない方は
く全国健康保険協会（協会けんぽ）長崎支部 095-829-6000へご連絡下さい。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です！

先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。また、ジェネリック医薬品の中には形や大きさをえたり服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります。

製造の工夫（例）



- ※1 この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。
- ※2 使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

令和2年度 健康保険委員表彰を実施いたしました

協会けんぽでは、健康保険事業の推進のためにご尽力頂いている健康保険委員の長年の活動や功績等に対して感謝の意を表し、「健康保険委員表彰」を実施しております。令和2年度は以下の皆様を表彰いたしました。写真は表彰式の様子です。

【全国健康保険協会 理事長表彰】

西村 英一 様（株式会社坂本屋）
本岡 眞 様（西部道路株式会社）

【全国健康保険協会 長崎支部長表彰】

高橋 美帆 様（ラッキーホールディングス株式会社）
坪井 恵美子 様（上五島総合サービス株式会社）
末永 ゆかり 様（社会福祉法人生月福祉会）
小鉢 明美 様（指定障害者支援施設島原療護センター）（順不同）



↑左より順に
野口支部長、坪井様、西村様、小鉢様、高橋様、宮崎会長
（協会けんぽ長崎支部）（長崎県社会保険委員会）

令和3年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

生活習慣病予防健診 (35～74歳の被保険者様向け)

令和3年3月下旬に、対象者がいらっしゃる事業所様に、「健診機関の一覧」等をお送りします。健診機関にご予約ください。

※健診実施機関に予約申込を行う際には被保険者証の記号番号・保険者番号・生年月日や受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝え頂く必要があります。



特定健康診査 (40～74歳の被扶養者様向け)

令和3年4月に黄色い封筒で、「特定健康診査受診券」(セット券)を被保険者様のご自宅にお送りします。受診可能な健診機関については、協会けんぽホームページをご覧ください。

※令和3年1月上旬時点で協会けんぽに加入されている被扶養者情報をもとに受診券(セット券)を作成します。1月上旬以降に新たな被扶養者となった方については、ご連絡をお願いします。

健康診断のお問い合わせは、協会けんぽ長崎支部保健グループ(TEL:095-829-5002)まで

事業所の健診業務ご担当者様へ

健康診断の後、大事です！！

健康診断後、二次健康診断の受診勧奨はされていますか？

健康診断後「要検査」等となり、二次健診が必要となった方には、健診業務ご担当者様※1から、二次健診受診の積極的な勧奨をお願いします。そのまま放置しておく、重症化し、入院や手術が必要となることもあります。また、二次健診受診者の結果を把握※2し、従業員様・ご家族様の健康を守りながら、皆が元気に楽しく暮らせる10年後20年後を、一緒に目指しましょう！

※1. 健康診断に関わる業務に従事する者を指します。健康診断に関わる業務に従事する者(医師、保健師、健診業務担当者等)以外は法令で義務づけられた行為を遂行するのに必要な場合や本人の同意がある場合を除き、その業務で知りえた労働者の秘密や情報を漏らしてはならないとなっています。(刑法134条等)

※2. 厚生労働省 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針より

情報提供サービスをご活用ください

情報提供サービスでは、加入者の皆様が医療費の情報を照会できるサービスや、事業主の皆様へ生活習慣病予防健診の対象者データのダウンロードができるサービスを提供しています。

①協会けんぽのホームページよりユーザIDをご申請ください

②協会けんぽよりユーザIDとパスワードを郵送にてお送りいたします

被保険者様

医療費情報をWEBで照会できます

事業主様

健診対象者データのダウンロードができます

情報提供サービスの詳細やユーザIDの申請方法等の

詳細につきましては、協会けんぽホームページをご確認ください。

協会けんぽ 情報提供サービス 検索



全国健康保険協会
協会けんぽ
長崎支部

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話：095-829-6000 (代表)
(受付時間/平日8:30～17:15)

協会けんぽ長崎

検索



長崎支部キャラクター
尾まがり猫家族